

20030086

厚生労働科学研究

平成 15 年度厚生労働科学特別研究事業

障害者（児）の地域生活支援のあり方に関する研究

報 告 書

2004 年 3 月

主任研究者 小川 喜道

分担研究者 橋本 義郎

分担研究者 武田 康晴

## 障害者（児）の地域生活支援のあり方に関する研究

— 障害をもつ人の生活実態と地域生活支援ネットワーク —

# 障害者（児）の地域生活支援のあり方に関する研究

## — 障害をもつ人の生活実態と地域生活支援ネットワーク —

### 目次

総括研究報告 .....	1
第Ⅰ部 序論	
はじめに — 目的と背景及び報告の順序 — .....	7
第1章 研究の基本方法 .....	8
第2章 主要用語の定義 .....	10
第Ⅱ部 地域別の報告	
第1章 四條畷市における地域生活支援に関する調査 .....	13
第2章 相楽郡における地域生活支援に関する調査 .....	69
第3章 旭川市における地域生活支援に関する調査 .....	119
第4章 横浜市における地域生活支援に関する調査 .....	156
第5章 東広島市における地域生活支援に関する調査 .....	203
第6章 善通寺市における地域生活支援に関する調査 .....	243
第7章 京都市における地域生活支援に関する調査（予備調査） .....	280
第Ⅲ部 地域生活支援ネットワークの展開に関する検討	
第1章 調査を通して見た障害者（児）の地域生活と ネットワークの考え方 .....	319
第2章 地域生活支援のネットワークの展開 .....	324
第3章 本調査研究の総括的分析 .....	350

厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）

## 障害者（児）の地域生活支援のあり方に関する研究

### 総括研究報告

主任研究者 小川 喜道 神奈川工科大学工学部福祉システム工学科教授  
分担研究者 橋本 義郎 大阪国際大学人間科学部教授  
分担研究者 武田 康晴 華頂短期大学社会福祉学科講師

#### 研究要旨

全国7地域における障害者（児）の生活状況を通して地域生活支援のあり方を探った。その地域に生きる障害者（児）とその家族の詳細な生活記録、及び地域でのネットワークの生成・変化について分析した。それらは、地域、障害、ライフスタイル、ライフステージなどの特性によりさまざまなニーズとそれへの制度的対応の必要性について明らかとなった。

#### 1. はじめに

「障害者基本計画」（平成15年度～24年度）において、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を唱っている。そのための取り組みとして、障害者（児）が暮らす地域の支援体制やサービスの整備が不可欠であり、このような体制を構築するためには、地域の特性や生活者である障害者（児）の生活ニーズを明らかにする必要がある。

また、わが国の地域生活支援ネットワークの現状を見ると、かなりの地域間格差があるように見受けられる。このネットワークの展開についても明らかにした上で、その形成に際して障害当事者（本人、家族、関係者）がどのように関与し、それに基づいて自らの生活をどのように築いているか、を深く検討することはもっとも急務な今日的課題である。

#### 2. 研究目的

障害者（児）を支える地域生活支援に関するネットワークの展開を明らかにし、いかなる施策が求められているかを見極めるため、(1) 選定した自治体の地域生活支援ネットワーク体制の形成プロセスについて事例を通して把握し、(2) その地域で暮らす障害者（児）の生活実態を明らかにし、これらの基礎的データをもとに地域生活支援のあり方を提案する。

#### 3. 研究方法

(1) 生活実態を把握するための週間生活記録用紙の作成、調査協力者への指示などに関するガイダンス方法などを確立するために、1地域においてプレ調査を行う。

(2) 本格調査対象として6地域を選定、その地域に居住する障害者（児）で支援費制度によるサービスを利用可能な複数人に、原則として1週間の生活記録調査を行う。

(3) 併せて、その地域の障害者（児）の生活支援についてどのようなネットワーク形成の過程をたどっているかを、主として聞き取り調査に基づいて行う。

(4) 上記の調査に際して、①参加観察、②聞き取り、③体験取材、④文献調査を組み合わせるが、調査者側の仮説や条件をできるだけ排除する。

(5) これらの基礎的資料をもとに、障害者（児）の地域生活支援のあり方について分析検討した上で、現行制度についての課題を指摘し、今後のあり方についての提案を行う。

#### 4. 研究結果

(1) 調査地域は、プレ調査に京都市、本調査に四條畷市・相楽郡・旭川市・横浜市・東広島市・善通寺市を選定し、それぞれの地域生活支援に関するネットワーク形成の経過について図式化を試みた。

(2) 生活記録調査に協力いただいた障害者（児）は、総数 24 名、年齢は 5 歳から 64 歳、男性 12 名、女性 12 名、障害は肢体不自由、知的障害、視覚障害、聴覚障害、精神障害などさまざまであった。また、世帯構成では、単身者 7 名、夫婦世帯 2 名、家族との同居 13 名、グループホーム 2 名であった。

(3) 障害者（児）の支援費制度は、最低限の生活維持を求める以上に社会参加や幅広い活動を支える役割として存在していた。

(4) ヘルパーなどの知識・技術・仕事への姿勢に対する教育・訓練には、障害者（児）及びその家族が大きな役割を果たしていた。

(5) 支援費制度として存在していても、手話通訳ができない移動介護、移送を伴わないデイサービス等、利用者側のニーズに合わないために利用されていないサービスも存在した。

(6) 制度の枠組みを広く解釈して障害種別を超えることや複合したサービス提供が行われることで生活の質を高めている事例がみられた。

(7) 日常生活支援の活用は、援助内容の柔軟性と障害者の人間関係の安定などから利点が示された。しかし、支給量の制約からボランティアとの組み合わせで生活を成り立たせる等の課題も見られた。

(8) 医療的ケアが必要な重度重複障害者（児）の場合、家族への負担が多大であり、家族の支えに依存する不安定性もみられた。

(9) 障害者（児）個人に見るネットワークは、積極的側面と消極的側面が見られた。地域の社会資源量が、介護関係を規定するのではなく、本人または家族の生活意識がその関係を築いているところがある。また、積極的・能動的な生活姿勢と生活の質を高めるものであった。

(10) 地域における障害者自身の諸活動は、地域生活支援の発展に寄与していた。

#### 5. 考察

全国 7 地域において、ほぼ同時期に障害者（児）の詳細な生活記録を取りながら、個々人の生活のありようを見つめると共に、「生活する」という行為に制度がどのようにつながっているかを観察し、地域・障害・ライフスタイル・ライフステージなどの特性などを比較検討を行い、その上で現在の障害者（児）の地域生活支援に関連した事項について整理した。この作業を通して、地域生活支援の発展は当事者運動とその周辺の人々が持つ個別

ネットワークが大きく影響していることが明らかとなり、なによりも障害当事者に力がついていくことに重点が置かれるべきであることが明らかになった。さらに、「自己決定」「自己選択」に基づいたセルフ・ケアマネジメントが実現するためには、生活の諸行為について認識するとともに、そこに制限を受けている場合に地域生活支援ネットワークが求められる。

介護保険制度における諸サービスに対して、支援費制度は障害児の発達・成長に関わっていること、障害者の幅広い社会参加を可能にしていることなどが示されており、その役割の違いがある。障害者（児）の身体介護・家事援助・移動介護は、高齢者の同一支援項目よりも広範囲な内容であること、そして障害者側の主体的な指示のもとでの対等性が明確に存在し、さらには当事者が教育的支援を担っている部分もあった。これらを踏まえた上で、今後、それぞれの制度のあり方が検討されるべきである。

## 6. おわりに

今回の調査研究の重要な柱は、今を生きている障害者（児）とその家族の暮らしに焦点を当て、そこで何が起き、何を感じ、そして生活を支える諸制度がどのように機能しているかを探ることであった。そこで、生活記録を提供してくださる障害者（児）とその家族の多大な協力をいただいたことで、はじめて本研究が成立したと言える。日々の生活に入り込んでの調査に対して、熱心にご協力をいただいた方々にこの場を借りて感謝申し上げます。

## 研究組織

主任研究者	小川 喜道	(神奈川工科大学 福祉システム工学科)
研究協力者	島田 仁美	(神奈川工科大学 福祉システム工学科)
	田中 晃	(神奈川県総合リハビリテーション支援センター)
	福岡 晴夫	(旭川ふれあい福祉会)
	廣岡 輝恵	(旭川ふれあい福祉会)
分担研究者	橋本 義郎	(大阪国際大学 人間科学部人間健康科学科)
研究協力者	高橋 爾	(特定非営利活動法人あとからゆっくり)
分担研究者	武田 康晴	(華頂短期大学 社会福祉学科)
研究協力者	渡辺 顕一郎	(四国学院大学 社会福祉学部)
	岡本 卓也	(自立生活問題研究所)
	高原 伸幸	(さぼーとせんたー かもみる)
	中村 都	(さぼーとせんたー かもみる)
	傍島 規子	(相楽地域障害者生活支援センター)
	藤澤 貴文	(相楽地域障害者生活支援センター)

## 第 I 部 序論

はじめに — 目的と背景及び報告の順序 —

第 1 章 研究の基本方法

第 2 章 主要用語の定義



## はじめに——目的と背景および報告の順序

長寿社会が実現し、障害をもって生きる人の割合が高まり、障害を経験することが一生における「当たり前」の（ノーマルな）出来事として認知され、一定レベル以上の社会保障制度をもつ社会（北欧諸国・ドイツ・日本など）において、ノーマライゼーションと共生は市民と政府が当然支持すべき社会理念として定着した。それにともない障害の有無にかかわらず、どの市民も地域社会のなかで当たり前で暮らせるようにするための社会的支援サービスが、不十分な点はあるにしても、公的制度として実体化されることになった。日本について言えば、たとえば介護保険制度や支援費制度による支援サービスがこれにあたる。

こうした障害をもつ人を対象とした公的支援制度によるサービスを、実際どのように利用当事者が活用して日常生活をおくっているか、地域におけるさまざまな支援活動とどのように連動させて地域生活支援ネットワークをかたちづくっているか、そして、そのネットワークの生成・変化の過程はどうなっているかを、サービス利用当事者についてのフィールド探索調査によって究明し、「人間の福祉」<sup>1)</sup>にとってより「よい」地域生活支援ネットワークのあり方を検討するための資料を提供することが、本研究の目的である。

本報告は3部構成とし、まず第1部の第1章において、本研究の基本方法（第2部以下で報告する地域別研究に共通する、研究方法の基本部分）を記し、次に第2章で本研究の主題の共通理解に必要な主要用語の定義をする。そして、第2部では、フィールド探索調査の各対象地域における特定のインフォーマントの生活実態と地域生活支援ネットワークについての個別報告をする。第3部では、各対象地域での調査の一環として実施した地域生活支援ネットワークの生成・変化についての個別事例調査の報告と、それを参照資料とした支援関係（支援ネットワークを含む）の諸形態と障害をもつ人の生活状況との関連についての分析・検討をおこなう。

### 注

1) 「人間の福祉」とは「(特別な身分や力をもつ者としてではなく、ただの)人間として快く暮らすこと」である。それを追求・享受することは人権——人間としての活動の権利、差別とむすびつかない権利——であり、特権と対立する。特権とは特別な身分とそれにむすびついた待遇や財力・権限などの特別な利益のことで、これをもつ者ともたなに者との間に差別が生まれる。たとえば、子どもが親から資産を相続する権利や、医師・弁護士などの専門職としての身分と権限や会社員・教員などの特定組織の成員としての身分にむすびついた権限や福利は特権である。これに対して、思想・表現の自由や一市民として地域で「当たり前」に暮らし、遊び、学び、政治に参加し、自由に行動する権利は人権である。

## 第1章 研究の基本方法

日本国内の調査対象地域6箇所に居住する障害をもつ人のなかで、支援費制度によるサービスを利用可能な人（合わせて24名）を調査対象者（インフォーマント、主たる情報提供者）とし、それぞれについてのフィールド探索調査をおこなった。その間に個々のインフォーマントの日常生活と活用している支援についての1週間連続の観察・聞き取りを実施した。調査員は、本研究者及び現地協力機関の職員11名である。

調査の進め方と取材の仕方は基本的には分担研究者（橋本義郎）がスウェーデンにおいて実施した同型の探索研究<sup>1)</sup>のやり方に準拠することにした。また連続の観察・聞き取り結果については分担研究者（武田康晴）が作成した「ケース記録用紙」に記入・管理した。

対象地域の選択にあたっては、その地域特性（全体として多様な地域を含むこと）と研究員とのつながりから生じる便宜性を考慮した。地域ごとの理由については、第Ⅱ部の地域別の報告のなかで述べる。

全体の調査期間は、2003年8月12日から2004年3月7日までである。地域ごとの調査期間とその内訳については第Ⅱ部の地域別の報告のなかで示す。

なお、《フィールド探索調査》は分担研究員（橋本義郎）の造語であり、人間が活動している場（人間活動のフィールド）に身を置き、その場の空気を全身で感じとりながら、そこで展開されている人間活動とそれに関連するさまざまな事実（自然条件・地理・歴史・法規・制度・人間関係・価値意識・経済などと、調査員自身が感じ・考えること）について探索・確認・記述する調査を意味する。その主たる取材方法は、①参加観察、②聞き取り、③体験取材（実際にやってみて知ったことを記録すること）、④文献調査の4方法のいくつかの組み合わせである。現在進行中の生（なま）の人間活動がどうなっているかを究明し、その基本構造や特徴・問題点・課題などを探索・発見し、仮設の構築に貢献することをめざすものである。その過程においておおよその見通し（広い意味の仮説）は立てるが、ある関係性や構造の中身について厳密に言及した仮設（狭い意味の仮説）の検証を当初よりめざすものではない。

これを今回の研究にあてはめて言うと次のようになる。支援費制度などによる支援サービスを必要とする人にとって地域生活支援ネットワークが有用であり、実際にそうしたネットワークが調査対象地域において生成してきていて、それを活用している人がいるという見通し（広い意味の仮説）をもって調査を実施した。しかし、調査によってとらえようとしている地域生活支援ネットワークの構造やそれをめぐる関係性（たとえば、どのような人がどんなネットワークを活用しているか）といったことについての仮説（狭い意味の仮説）はフィールド探索調査をしつつ検討・構築していくものであり、その検証は今回の研究の守備範囲には入らない。

### 注

1) 橋本義郎(2000)。

#### 参考文献

- 佐藤郁哉（2002）『フィールドワークの技法：問いを育てる、仮説をきたえる』新曜社。
- 橋本義郎（2000）「スウェーデンにおける高齢市民のための日常生活支援サービス(1)：協同組合による在宅ケアサービスを利用する男性をめぐる事情についての探索研究」『大阪国際女子大学紀要』26号-2、1-24頁。
- 橋本義郎（2001）『福祉活動のフィールド学：スウェーデンと日本・アメリカでの試みから』明石書店。
- リップナック、JとJ. スタンプス（社会開発統計研究所訳）（1984）『ネットワーキング』プレジデント社。

## 第2章 主要用語の定義

主題の共通理解のために意味の明示が不可欠と思われる用語を、《主要用語》として次のように定義する。

### 障害

世界保健機構（WHO）の国際生活機能分類（ICF）における活動制限と参加制約をしめす用語として《障害》をもちいる。

### 地域生活支援ネットワーク

ある人が生活・活動する地域において、その「人間として」の生活と活動の支援と本人の「最善の利益」のために有効に機能している、あるいはその可能性をもっているとみなした（実際に有効か否かはその所産の検証によって判断する）社会関係の網を《地域生活支援ネットワーク》とよぶ。ここでいう《生活》は、「生きもの」としての人が環境と相互作用しながら生きつづけていることであり、《活動》は何らかの目的をもった人やその集団の動きであり、生活の一部である。

なお、念のために断っておくが、以上の定義は今回の共同研究の出発点において最小必要限の共通理解をえるためのものであり、探索調査の成果をふまえて吟味・更新させていく対象でもある。

また、各章における主要用語は、その必要に応じて章ごとにおこなうことにした。たとえば、第Ⅲ部第1章においては、地域生活支援ネットワークをその構成要素である諸関係の機能と性質によって分類・検討するための用語として、《人間間ネットワーク》と《機関間ネットワーク》の2語を定義・活用している。

## 第Ⅱ部 地域別の報告

第1章 四条畷市における地域生活支援に関する調査

第2章 相楽郡における地域生活支援に関する調査

第3章 旭川市における地域生活支援に関する調査

第4章 横浜市における地域生活支援に関する調査

第5章 東広島市における地域生活支援に関する調査

第6章 善通寺市における地域生活支援に関する調査

第7章 京都市における地域生活支援に関する調査（予備調査）

# 第1章 四條畷市における地域生活支援に関する調査の報告

## 1. 四條畷市を選択した理由

四條畷市を選択した理由は次の二つである。ひとつは同市が大都市近郊自治体の標本に適していたこと。もうひとつは、同市を拠点に障害者の生活支援を行う団体（特定非営利活動法人「あとからゆっくり」）があり、分担研究者と団体職員が既知であったためインフォーマントの獲得が容易であったことである。

## 2. 調査方法

### 2-1 調査期間

#### (1) 調査全体の期間

2003年5月16日から2004年2月10日まで

#### (2) 連続観察聞き取り調査の期間

AAさん：2003年12月16日から2003年12月22日まで

ABさん：2003年9月3日から2003年9月9日まで

ACさん：2004年2月2日から2月8日まで

### 2-2 調査対象者の数と内訳

四條畷市において、地域支援ネットワークを形成させる原動力となり、市内で障害当事者運動を牽引してきたAAさんを対象とした。AAさんの生活スタイルを調査することにより、支援費制度下における課題や、地域支援ネットワークの形成過程を概観できると判断した。

また、同市内に住むABさんを対象にした。措置から支援費制度に移行し、さらに支援費制度から介護保険に移行する際の課題と、その課題を克服するためのネットワークの果たす機能・役割を明らかにできると判断した。AAさん、ABさんはいずれも脳性麻痺の全身性障害者である。

加えて、かねてより当該市域における障害児童の居宅サービスの乏しさが言われており、その現状と課題を明らかにするため、聴覚障害と知的障害の重複障害をもつ8歳の児童、ACさんを対象にした。

### 2-3 調査員の数と内訳

分担研究者として橋本義郎が、調査協力員として高橋爾が総合的に調査に携わった。その他の調査員の数と内訳については以下のとおりである。

AAさん：現地協力者として連続観察聞き取り調査期間中に介護に入ったヘルパーおよびボランティア10名にケース記録をお願いした。

ABさん：現地協力者として連続観察聞き取り調査期間中に介護に入ったヘルパーおよびボランティア14名にケース記録をお願いした。

ACさん：現地協力者として連続観察聞き取り調査期間中に、保護者およびA I 学校教員

1名、A J小学校教員1名にケース記録をお願いした。

#### 2-4 取材の仕方

AAさん：高橋より今般の調査研究事業の趣旨説明と協力をお願いをし、本人からの同意を得た後、現地協力者（ヘルパー・ボランティア）にも協力を依頼した。

その後、主に現地調査員が連続観察聞き取り調査期間中に所定のケース記録用紙の様式に沿って、時間・活動内容・出来事、感じたことに分け記録を行った。その他、高橋が随時本人に聞き取りを行い、本人のプロフィールや、記録された内容に対する補足などを行った。

ABさん：高橋より今般の調査研究事業の趣旨説明と協力をお願いをし、本人からの同意を得た後、現地協力者（ヘルパー・ボランティア）にも協力を依頼した。

その後、現地調査員が連続観察聞き取り調査期間中に時間や活動内容・出来事、感じたことに分け記録を行った。その他、高橋が資料（在宅障害者の地域生活支援をする任意団体AKの事務局会議レジュメ 1982年～2003年まで）を参考にし、本人のプロフィールや、記録された内容に対する補足を行った。

ACさん：高橋より今般の調査研究事業の趣旨説明と協力をお願いをし、保護者からの同意を得た後、現地協力者（保護者・教員）にも協力を依頼した。

その後、主に現地調査員が連続観察聞き取り調査期間中に所定のケース記録用紙の様式に沿って、時間・活動内容・出来事、感じたことに分け記録を行った。その他、高橋が随時現地協力者への聞き取りを行い、本人のプロフィールや、記録された内容に対する補足などを行った。

### 3. 四條畷地域（四條畷市）の概況

#### 3-1 四條畷市の概要

##### (1) 位置・面積

四條畷市は、大阪府の北東部に位置し、東は奈良県生駒市、西は寝屋川市、南は大東市及び寝屋川市に隣接している。

市域は、東西約7.3km、南北約5.3kmと東西に長く、総面積は約18.7km<sup>2</sup>で大阪府域（1893.5km<sup>2</sup>）の約1%を占めている。

##### (2) 市の沿革

歴史をみると市内からは旧石器時代（約1万年以前）と見られるナイフ型石器や細石器が出土しているほか、古墳や城跡、神社、仏閣などの文化遺産も多く、また古くから交通の要塞としての面影を伝える東高野街道や清滝街道などの古墳や道標がある。

1892年の町村制施行により7ヵ村を合して甲可村となり、1932年に四條畷市に改名、1947年には町制を施行、1961年には四條畷町と田原町が合併し、現在の市域が定まった。

1960年代に入り、市域の南部を中心として住宅開発が進み、都市化が進む中、1970年に市制を施行し、四條畷市が誕生した。その後も人口が急増し、大阪市外縁の住宅都市としての性格を持つまちとして発展している。

また1987年には国家プロジェクトである関西文化学術都市の文化学術研究地区として

「清滝・室池地区」、「田原地区」が指定されて、新しい拠点形成が進められつつある。さらに1997年のJR東西線の開通により、大阪市方面との交通の結びつきがさらに強くなった。+

### (3) 人口

人口は、1970年代の高度経済成長期に大阪都市圏の拡大などによって急激な伸びを示した。市制が施行された1970年の約3万8000人が1990年には、約5万2000人に増加し、その後微減傾向を示していたが、1990年になって田原台地区の入居開始により、再び増加傾向に転じ、2000年3月末の人口は5万5506人になっている。

2003年の人口は田原台地区の社会増加によって、全市的には微増傾向を示しているが、西部既成市街地において、空閑地等でミニ開発やマンション建設による住宅供給が続いているものの、社会減少の傾向もみられ、人口はほぼ横ばいに推移している。1995年の年齢別人口構成は、15歳未満が15.5%、15歳～64歳が74.7%、65歳以上が9.7%となっており、15歳未満の年少人口の割合が1975年をピークに減少を続けているが、65歳以上の高齢人口は増加しつつあり、人口の高齢化が進んでいることが伺える。

### (4) 障害者サービスの状況

#### 1) 相談支援体制

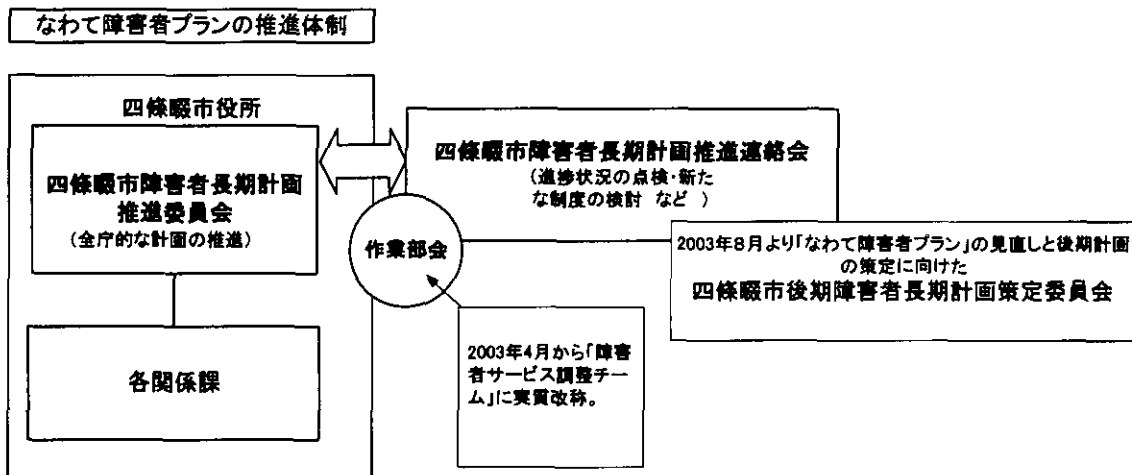
1998年に「四條畷市障害者長期計画」が策定された。ホームヘルプ制度の拡充をはじめ、総合的な計画・数値目標が出され、プランの推進基盤としての「障害者生活支援センター」設置が盛り込まれた。

2000年に、市町村障害者生活支援事業所（四條畷市・大東市・交野市域）が1箇所、障害者（児）地域療育等支援事業所（同上圏域）が1箇所設置され、ピアカウンセラー等による相談事業、自立生活プログラム等の事業が進められている。また精神障害者地域生活支援センターは隣接する大東市に1箇所設置された。

#### 2) 全体的な施策推進に向けての動き

2003年、四條畷市障害者長期計画の見直しを迎え、「四條畷市障害者施策推進連絡会」（99年発足）の中で見直し計画を策定中である。また、計画を進めるにあたっては、全庁組織として「四條畷市長期計画推進委員会」があり、進捗状況の点検や新たな制度の提言等をする機関として「四條畷市長期計画推進連絡会」がある。この連絡会内には「サービス調整チーム」があり、支援が困難と思われるケースの検討や各機関の情報交換の場として位置付きつつある。（図1「四條畷市『なわて障害者プラン』の推進体制」を参照のこと）





(図1 四條畷市「なわて障害者プラン」の推進体制)

### 3) 人権啓発について

「障害者の日」(12月9日)に街頭キャンペーンを実施し、その趣旨の徹底を図っている。また、毎年「障害者啓発大会(ちゃんぷるフェスタ)」を開催している。

学校教育、社会教育担当課においては、障害児(者)との交流や理解を深めるための人権教育を実施している。一方2003年度実施の障害者アンケートでは、日常生活の様々な場面で差別的な言動を受けている人が多いことが明らかになっている。

### 4) 保健・福祉・医療サービス

2003年度からの支援費制度導入の際には、制度案内のパンフレットを郵送し、制度説明会の開催、地区回覧や広報誌による周知を行なっている。一方、前述のアンケート結果からは、夫婦のみ世帯など制度についての情報が行き届いていない層に対する周知が必要であることなどが明らかになっている。

ホームヘルパー数については、2003年12月現在、障害者長期計画の最終年次(2007年度)における目標の14人を超える人数は確保されているものの、24時間のサービス提供やスポット派遣等に対応しきれていないのが現状である。

また、市内のデイサービス提供施設は、高齢者デイサービスを併用であることから、障害者専用の施設整備が必要になっている。

2002年度から、精神障害者支援施策が市に委譲され、精神障害者関連の事業としては、ホームヘルプサービス、地域生活支援事業、短期入所事業、相談・訪問、手帳の交付を実施している。

### 5) 成育・教育施策

在住の義務教育就学前の児童で、保護者と共に通園が可能な肢体不自由・発達遅滞などの障害をもつ児童を対象に、障害児通園施設くすの木園において療育を実施している。

(2002年度末現在、園児数10人)また、市立保育所において障害児保育を実施しているほか、四條畷保育所においては、隣接するくすの木園と日常的に交流を行なっている。

市教育委員会では、障害児教育担当が保護者に対して相談や支援を行なっているほか、市内小中学校では、学校長をはじめとして、養護学級担任等が相談に応じている。

### 6) 雇用及び職業訓練施設

2001年1月から、さつき園において「地域障害者雇用相談」を実施している。公共職業

安定所や大阪府障害者職業センター等と連携を密にし、相談者の紹介や職業リハビリテーションについての情報収集などを実施している。

また、小規模通所授産施設2ヶ所、福祉作業所5箇所に対して、運営補助金の支給という形で支援を行なっている。

#### 7) 移動・交通生活環境

大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、特定施設の新築に関する確認、指導を行なっている。

市立の既存公共施設については、過去に条例の適合状況を確認及び、指摘しているが、指摘事項については改善が行なわれていない施設もある。

また2001年度から、市内公共施設を巡回するスロープ付きバスを運行している。

この他、小中学校においては、10年度以降、3中学校・2中学校にエレベーターを設置している。

#### 8) 情報提供、相談事業、広報活動

身体障害者及び知的障害者に関しては、市役所の窓口のほか、障害者生活支援センターや障害者相談支援センターにおいて、各種相談に応じている。

精神保健福祉相談体制としては、研修への参加や四條畷保健所職員の同席面接や同行訪問などにより、相談援助技術の向上に努めている。この他、2001年度には、精神保健福祉サービスについてのガイドブックを発行し、サービス内容についての広報・啓発に活用している。

表1 障害者手帳所持者数と支援費支給状況及びサービス利用状況

手帳所持者数			支援費支給 決定者数	支給決定内容	決定延 べ人数	
身体障害 者	人	1575	34	居宅介護支援	家事	16人
					身体	11人
					移動（身体介護有り）	12人
					移動（身体介護なし）	9人
					日常生活支援	2人
				施設サービス	短期入所	6人
					デイ	18人
知的障害 者	人	199	22	居宅介護支援	家事	2人
					身体	3人
					移動（身体介護有り）	10人
					移動（身体介護なし）	11人
				施設サービス	短期入所	33人
					デイ	1人
					グループホーム	5人
児童	知的	人	人	居宅介護支援	家事	0人
					身体	1人
	身体	74 46	4		移動（身体介護有り）	1人
					移動（身体介護なし）	2人
				施設サービス	短期入所	14人
					デイ	8人

(2003年3月31日現在)

表2 精神障害者保健福祉手帳所持者数とサービス利用状況（2003年3月31日現在）

手帳所持者数	サービスの種類	人数
精神障害者 人	ホームヘルプ サービス	10人
	短期入所	不明
	デイ	不明
	グループホーム	2人
	入院数	不明

\* 精神短期入所・デイケア・入院数等は調査期間中の実態把握が困難だったことにより不明。

表3 四條畷市において利用可能な支援費指定事業所数（2003年3月31日現在）

	デイサービス	短期入所	ホームヘルプサービス			
			家事	身体	移動	日常生活支援
障害児	1	2	14	14	13	
身体障害者	2	3	21	21	16	10
知的障害者	3	3	13	13	12	
精神障害者		2	1	1	0	